

JR 串木野駅周辺開発全体構想策定委託業務  
候補者選考 公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

いちき串木野市

## 目 次

|    |                          |       |
|----|--------------------------|-------|
| 1  | 目的                       | P 2   |
| 2  | 業務概要                     | P 2   |
|    | (1) 業務名                  |       |
|    | (2) 発注者                  |       |
|    | (3) 業務内容                 |       |
|    | (4) 業務期間                 |       |
|    | (5) 提案上限額                |       |
| 3  | 参加資格                     | P 2   |
|    | (1) 参加資格要件               |       |
|    | (2) 参加資格の取り消し            |       |
|    | (3) 複数提案参加の禁止            |       |
| 4  | プロポーザルの日程                | P 4   |
| 5  | 事務局                      | P 4   |
| 6  | 優先交渉権者選考の実施方針及び選考方法等     | P 4   |
|    | (1) 実施方針                 |       |
|    | (2) 参加資格の確認及び選考方法        |       |
|    | (3) 選考結果等の通知及び公表等        |       |
| 7  | 提出資料・参加方法                | P 5   |
|    | (1) プロポーザル参加表明書等の提出      |       |
|    | (2) 技術提案書等の提出            |       |
|    | (3) プレゼンテーション・ヒアリングによる審査 |       |
|    | (4) 質疑の提出手続等             |       |
|    | (5) 辞退について               |       |
| 8  | 評価基準等                    | P 9   |
|    | (1) 評価項目                 |       |
|    | (2) 評価基準及び優先交渉権者の特定      |       |
| 9  | 失格事項                     | P 9   |
| 10 | 契約について                   | P 9   |
|    | (1) 契約手続                 |       |
|    | (2) 見積書の提出               |       |
|    | (3) 契約を締結しない場合           |       |
| 11 | その他の留意事項                 | P 1 0 |

## 1 目的

本要領は、「JR 串木野駅周辺開発全体構想策定業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めたものである。

当該業務は、JR 串木野駅周辺の将来的な位置づけやまちづくりの方向性を明確にし、商業・住宅・福祉・交通など多様な観点からプリマハム鹿児島工場跡地の活用を検討するとともに、「JR 串木野駅東口可能性検討調査」を踏まえ、鉄道駅の新たなアクセス拠点としての機能や人流、交通動線の変化を見据えた空間構成を検討し、市全体の賑わいや活性化につながる構想の策定を目的とするものである。

提案をしようとする者は、以下に掲げる事項を熟知した上で、提案を行うこととする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

JR 串木野駅周辺開発全体構想策定委託業務

### (2) 発注者

いちき串木野市

### (3) 業務内容

別紙「JR 串木野駅周辺開発全体構想策定委託業務仕様書」のとおり

### (4) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

### (5) 提案上限額

10,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

なお、当上限額は業務提案のために提示した額であり、契約金額ではない。

（優先交渉権者との協議により、契約金額を設定する。）

## 3 参加資格

### (1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ①管理技術者を配置する他、土木・建築・交通・都市計画の 4 分野の担当技術者による業務実施体制を形成すること。なお、1 技術者が複数分野の業務を兼ねることは妨げないが、業務実施体制や業務範囲を提案書等において明確にすること。
- ②管理技術者は技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）による技術士〔建設部門又は総合技術管理部門〕又は RCCM の資格を有すること。

- ③業務実施体制のチーム内には、建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）による一級建築士を含むこと。
- ④地方自治法施行令（昭和 22 年令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間、いずれの自治体においても指名停止を受けていないこと。
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦契約の日以前 6 ヶ月以内に金融機関において不渡り手形等を出していないこと。
- ⑧参加者である法人及びその役員並びに個人は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは同条第 2 号に規定する暴力団員ではないこと。さらに、暴力団員、暴力団と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する団体及び個人でないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。
- ⑨本プロポーザル募集の参加表明書の提出期限から契約の日までの間、営業停止中でないこと。
- ⑩国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- ⑪2015 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る駅周辺区域における開発に関する全体構想あるいは基本構想等の計画策定を支援するための業務委託を元請として完了した業務実績を有すること。

## （２）参加資格の取り消し

本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間に、参加資格要件のうち、いずれか一つでも満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すこととする。

## （３）複数提案参加の禁止

提案参加者は、１つの提案のみとする。

#### 4 プロポーザルの日程

|   | 項 目                          | 日 程 (案)                                          |
|---|------------------------------|--------------------------------------------------|
| ① | 公告・実施要領等の公表                  | 令和 7 年 5 月 20 日 (火)                              |
| ② | 参加表明書等、参加申込時の提出書類に関する質疑の提出期間 | 令和 7 年 5 月 20 日 (火) から<br>令和 7 年 5 月 23 日 (金) まで |
| ③ | ②の質疑に対する回答                   | 令和 7 年 5 月 27 日 (火)                              |
| ④ | 参加表明書等、参加申込の提出期限             | 令和 7 年 6 月 3 日 (火)                               |
| ⑤ | 参加資格要件の確認結果通知                | 令和 7 年 6 月 6 日 (金)                               |
| ⑥ | 技術提案書等の提出書類に関する質疑書の提出期間      | 令和 7 年 6 月 3 日 (火) から<br>令和 7 年 6 月 6 日 (金) まで   |
| ⑦ | ⑥の質疑に対する回答・公表                | 令和 7 年 6 月 12 日 (木)                              |
| ⑧ | 技術提案書等の提出書類の提出期限             | 令和 7 年 6 月 26 日 (木)                              |
| ⑨ | プレゼンテーション・ヒアリング              | 令和 7 年 7 月 3 日 (木) 予定                            |
| ⑩ | 結果通知                         | 令和 7 年 7 月 7 日 (月) 予定                            |
| ⑪ | 契約締結                         | 令和 7 年 7 月 9 日 (水) 予定                            |

※本プロポーザルに係る全ての問合せ・質疑・書類の提出等は、平日午前 9 時から午後 5 時まで事務局で受付けるものとする。

#### 5 事務局

いちき串木野市 企画政策課 政策推進係  
〒896-8601 いちき串木野市昭和通 133 番地 1  
TEL0996-33-5634 FAX0996-32-3124  
E-mail [seisaku6@city.ichikikushikino.lg.jp](mailto:seisaku6@city.ichikikushikino.lg.jp)

#### 6 優先交渉権者選定の実施方針及び選考方法等

##### (1) 実施方針

優先交渉権者の選定にあたり、JR 串木野駅周辺開発全体構想策定委託業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、公募型プロポーザルを実施する。

##### (2) 参加資格の確認及び選考方法

選定委員会による審査（採点）は、非公開とし、以下のとおり行うものとする。

##### ①参加資格の確認

選定に先だち、本プロポーザル参加者の参加資格要件について確認を行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

②選定委員会（プレゼンテーション、ヒアリング）

技術提案書等についてのプレゼンテーションに対し、選定委員会がヒアリングを実施し、最優秀者（優先交渉権者）及び次点者を1者ずつ選定することとする。

（3）選定結果等の通知及び公表等

選定結果については、全ての参加者に文書で通知することとし、優先交渉権者及び次点者についていちき串木野市ホームページで公表する。

## 7 提出資料・参加方法

（1）プロポーザル参加表明書等の提出

①提出期限：令和7年6月3日（火）

持参、配送便の場合は提出期限日の17時まで必着とする。郵送の場合は提出期限日の消印有効とする。

②提出宛先：いちき串木野市役所 企画政策課 政策推進係

③提出方法：郵送、配送（配達証明付き書留郵便等、配達日（到着日）を指定でき、配達記録が残る方法に限る。）又は持参。

宛名面には「参加表明書類在中」と明記すること。

④提出書類：以下の表《参加申込時の提出書類一覧》のとおり

《参加申込時の提出書類一覧》

| 書類名称                                                              | 様式           | サイズ | 部数  |
|-------------------------------------------------------------------|--------------|-----|-----|
| 1. 参加表明書兼誓約書                                                      | 様式1          | A4  | 1部  |
| 2. 会社概要調書                                                         | 様式2          | A4  | 1部  |
| 3. 参加資格確認書                                                        | 様式3          | A4  | 1部  |
| 4. 業務実施体制書                                                        | 様式4          | A4  | 14部 |
| 5. 管理技術者・担当技術者（建築）の保有資格・実績確認書<br>技術士又はRCCM及び一級建築士の保有資格証明書を添付すること。 | 様式5<br>様式6-1 | A4  | 14部 |
| 6. 納税証明書（参加者の所在地において納税すべき全ての国税、県税、市町村税において未納がない証明ができるもの）          | —            | —   | 1部  |
| 7. 法人登記簿の写し（交付日から3か月以内のもの）                                        | —            | —   | 1部  |
| 8. 直近の決算書の写し                                                      | —            | —   | 1部  |
| 9. 印鑑登録証明書（写し可）                                                   | —            | —   | 1部  |
| 10. 暴力団排除に関する誓約書                                                  | 様式7          | A4  | 1部  |

## ⑤注意事項

参加者は、提出書類に必要事項を記入し記名押印のうえ、全ての添付書類を添えて指定された部数を提出すること。

## ⑥確認結果通知

参加資格の確認結果は、令和 7 年 6 月 6 日（金）までにメールで通知する。

## （２）技術提案書等の提出

### ①提出期限：令和 7 年 6 月 26 日（木）

持参、配送便の場合は提出期限日の 17 時必着とする。郵送の場合は提出期限日の消印有効とする。

### ②提出宛先：いちき串木野市役所 企画政策課 政策推進係

### ③提出方法：郵送、配送（配達証明付き書留郵便等、配達日（到着日）を指定でき配達記録が残る方法に限る）又は持参。

### ④提出書類：以下の表《技術提案書等の提出書類一覧》

| 書類名称                                        | 様式           | サイズ | 部数   |
|---------------------------------------------|--------------|-----|------|
| 1. 技術提案書提出書                                 | 様式 8         | A 4 | 14 部 |
| 2. 技術提案書                                    | 様式 9<br>又は任意 | A 4 | 14 部 |
| 3. 業務実績確認書                                  | 様式 10        | A 4 | 14 部 |
| 4. 担当技術者（土木）の資格・実績確認書※ 1                    | 様式 6-2       | A 4 | 14 部 |
| 5. 担当技術者（交通）の資格・実績確認書※ 1                    | 様式 6-3       | A 4 | 14 部 |
| 6. 担当技術者（都市計画）の資格・実績確認書※ 1                  | 様式 6-4       | A 4 | 14 部 |
| 7. 様式 5、様式 6-1～6-4 及び様式 10 に関する業務実績の確認書類※ 2 | —            | A 4 | 14 部 |
| 8. 価格提案書※ 3                                 | 様式 11        | A 4 | 14 部 |
| 9. プレゼンテーション出席者報告書                          | 様式 12        | A 4 | 14 部 |

※ 1 資格を保有している場合には、保有資格証明書を添付すること。

※ 2 上記 7 については、発注者の証明書の写し、契約書の写し（実績が確認できる部分の仕様書及び図面を含む）の写しなど、実績が確認できる資料を添付し、実績が確認できる箇所に目印（マーカー等）を付けること。

※ 3 上記 8 について、価格提案書の内訳書は任意書式で添付すること。

## ⑤技術提案書の作成方法

<提案内容>

技術提案書には、以下①～④のテーマに係る内容を記載すること。

#### テーマ① 業務の実施方針

業務の取組体制、業務フロー及び工程計画等、重視する検討事項及び業務実施上の配慮事項など基本的な実施方針を記載する。

#### テーマ② 当構想策定に関する基本的な考え方及び検討方針

串木野駅周辺の活性化を図るためには、工場跡地や駅、周辺地区を一体的に捉え、串木野駅における東西の接続も意識しながら検討することが重要であると考えている。そのため、地域特性や課題、将来展望を踏まえた構想策定の基本的な考え方や方向性を記載する。また、公共施設や民間施設、駅周辺の現状を踏まえ、工場跡地の効果的な活用、駅利用者や周辺地域からの交通動線、公共施設配置等に関する検討方針を記載する。

#### テーマ③ 工場跡地の活用に関する検討手法及び基本的な考え方

構想の実現にあたって、まちづくりの核となる工場跡地の活用に関する検討手法や考え方を記載する。

※現時点での具体的な活用案は求めないが、跡地の特性やポテンシャルをどう捉え、どのような視点・手法・プロセスで検討を進めていくかについて記載する。

#### テーマ④ 市民などとの合意形成の取り組み方法

市民、関係団体及び駅利用者等との合意形成を図るうえで、市民参加プロセスをいかにデザインするかが重要であると考えている。そのため、合意形成を得るための市民参加プロセスについて、取組手法や関係団体との連携など具体的な方策を記載する。

#### <作成方法>

技術提案書の様式は、様式 9 を参考に自由様式とする。ただし、記載する順番は、上記提案内容のテーマ①～④のとおりとすること。

なお、文字サイズは 10.5 ポイント以上とし、用紙の大きさは A4 版、両面印刷の場合は長編綴じとすること。

### (3) プレゼンテーション・ヒアリングによる審査

技術提案書等の提出者（以下「提案者」という。）に対し、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ①期 日：提案者に別途通知
- ②集合時間：提案者に別途通知
- ③場 所：いちき串木野市役所 会議室

#### ④注意事項

- ・プレゼンテーションの順番は、技術提案書等の受付順とする。
- ・所要時間は、プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 20 分程度とする。
- ・提案者は、自己の出席時間以外に入室することはできない。
- ・プレゼンテーションには、管理技術者が必ず出席することとし、加えて担当技術者 3 人以内（合計 4 人以内）が出席できることとする。
- ・プレゼンテーションに際しては、提出した技術提案書（拡大したもの又はプロジェクターを使用しての説明は可）のみを使用すること。
- ・プロジェクターを使用して説明する際のパソコンは、提案者が各自で用意するものとする。スクリーン、プロジェクター（HDMI 接続）、ケーブルドラムは事務局で用意する。

#### （４）質疑の提出手続等

##### <参加表明書等提出書類に関する質疑>

- ①提出期限：令和 7 年 5 月 20 日（火）～令和 7 年 5 月 23 日（金） 9 時～17 時迄
- ②提出書類：質疑・回答書（様式 12）
- ③提出方法：メールで事務局（seisaku6@city.ichikikushikino.lg.jp）に提出
- ④回答期限：令和 7 年 5 月 27 日（火）
- ⑤回答方法：質問に関する回答は、参加表明書の提出者全員にメールで通知する。

##### <技術提案書等に関する質疑>

- ①提出期限：令和 7 年 6 月 3 日（火）～令和 7 年 6 月 6 日（金） 9 時～17 時迄
- ②提出書類：質疑・回答書（様式 12）
- ③提出方法：メールで事務局（seisaku6@city.ichikikushikino.lg.jp）に提出
- ④回答期限：令和 7 年 6 月 12 日（木）
- ⑤回答方法：質問に関する回答は、参加表明書の提出者全員にメールで通知する。

#### （５）辞退について

いかなる段階であっても、辞退をする場合は、辞退届（様式 14）を提出すること。

## 8 評価基準等

### (1) 評価項目

| No. | 項 目       | 評 価 項 目                         | 配 点 |
|-----|-----------|---------------------------------|-----|
| 1   | 実績及び実施体制等 | 企業の実績及び配置予定技術者の実績は十分であるか。       | 10点 |
| 2   | テーマ①      | 業務理解度、業務工程及び業務体制は十分であるか。        | 15点 |
| 3   | テーマ②      | 構想策定に関する基本的な考え方や検討方針は十分であるか。    | 25点 |
| 4   | テーマ③      | 工場跡地の活用に関する基本的な考え方や検討方針は十分であるか。 | 25点 |
| 5   | テーマ④      | 市民合意形成に関する考え方や取組手法は十分であるか。      | 15点 |
| 6   | 見積額       | 見積もりによる提示価格や見積内容は適切であるか。        | 10点 |

### (2) 評価基準及び優先交渉権者の特定

上記評価項目をもとに評価し、最高得点者を優先交渉権者として特定する。ただし、最高得点者の評価が総評価点の60%以上の場合のみ、優先交渉権者として特定し得るものとする。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・提出書類が本実施要領等に表示された条件に適合しない場合
- ・提出方法、提出先及び提出期限を守らなかった場合
- ・第三者の著作権を侵害する内容を含んだ提案をした場合
- ・選定委員会又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- ・本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合
- ・その他、選定委員会が不相当と認めた場合

## 10 契約について

### (1) 契約手続き

特定した優先交渉権者と契約手続きを行う。ただし、優先交渉権者が参加資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

### (2) 見積書の提出

本市は、優先交渉権者と提案内容を含めた契約交渉を行い、仕様書を定めたうえで価格提案書を基に見積もりを徴収する。ただし、優先交渉権者との契約交渉が不調になった場合は、次点者に対し同様の交渉を行い見積もりを徴収する。

### (3) 契約を締結しない場合

見積書提出後から契約締結日までの期間において、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該優先交渉権者と契約を締結しない。

- ・ いちき串木野市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合
- ・ いちき串木野市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団等であることが判明した場合
- ・ 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てを行った場合
- ・ 営業停止の処分又は業務委託を行うに必要とする許可等が取り消された場合。
- ・ 提出書類等に虚偽があった場合

## 1.1 その他の留意事項

- ・ 参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、評価基準等に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉権者として選考しない。
- ・ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力により、本事業を中止する場合がある場合、本市は参加者に対して一切の責任を負わない。
- ・ 全ての提出書類は返却しない。
- ・ 技術提案書等の作成に要した費用、旅費等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- ・ 使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- ・ 本プロポーザルに係る全ての提出書類は、いちき串木野市情報公開条例を準用し、取り扱うこととする。
- ・ 提出期限後の提出書類の内容の変更、差替え等は受け付けない。記載事項がない場合でも、その旨を記載して提出すること。
- ・ 具体的な業務作業は、技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、仕様書に基づいて市との協議の上で、契約締結後に開始する。